

【鹿王院文書】

九八八

御寺領加州松寺三ヶ村事、雖數年致執沙汰候、有御直務度之由種々承候間、如元上表申候。此等之趣可得御意候。恐惶謹言。

二月十四日

政親 在判

寶幢寺

侍者禪師

攝津

寶幢寺侍者禪師

政親

(第二通は年紀不詳なりといへども、こゝに之を附載す。)

六月五日。幕府、山城臨川寺領石川郡大野莊の段錢以下諸公事を免除し、守護使不入の地と爲す。

【臨川寺重書案文】 山城

九八九

臨川寺領加賀國大野庄段錢・人夫并臨時課役・守護役等諸

公事、任例被免除訖。早爲守護使不入之地、可被全領知之由所被仰下也。仍執達如件。

文明十年六月五日

美濃守 在判  
丹後守 在判

當寺雜掌

八月十一日。能登守護島山義統、鹿島郡永光寺に、同寺領の諸公事を免除す。

【永光寺文書】 鹿島郡

九九〇

能登國洞谷山永光寺事、爲祈願寺上者、任先例、於寺領諸公事等、不可有相違之狀如件。

文明十年八月十一日

義統 在判

住持

八月廿七日。幕府、一色政熙に、加賀國倉光彌次郎跡を料所として預く。

【一色家文書】

九九一

加賀國倉光彌次郎跡事、爲御料所被預置之訖。早於年貢者、嚴密可被致執沙汰之由、所被仰下也。仍執達如

件。

文明十年八月廿七日

(布施英基) 下野守 在判  
(松田貞康) 豐前守 在判

一色式部少輔殿

八月廿八日。珠洲郡高座宮の神主友永、代官五井兵庫の神領を違亂して冥罰を蒙りたる次第を注す。

【須須神社文書】 珠洲郡

九九二

(上書) 五井兵庫守神領□□子細注置候。

高座宮方上之保庶子分之神田之事

合壹町

右件之神領は、昔は珠々郡之内在々所々に候つるお、承久兵亂之時、信濃より林新左衛門尉當國へ亂入仕、方上之保社寺領を落候。それより高座宮神田壹町に成候。それより近代ニおき候ては、長河井殿久敷御知行候。其の御時も壹町の指出お仕候。さ候間庶子分、遊佐殿・三宅殿御兩人にて御知行候時も、壹町のこたへにて候處に、

去ぬる文明九年六月中旬に、五井兵庫守御屋形様は彼之庶子分をのぞみ申候。往古より京着百余貫之在所を三百貫文に申請罷下、聽而庶子分は入部仕、寺社其外御百姓方へ指出をふれ候間、これよりは如先規之壹町之指出を仕候。又寺中よりは貳町七段之指出せられ候。金文よりは五段指出候處ニ、まづ寺中へ六月十五日に亂入候て、三日つかへ候。二町七段の高お、五町余と申懸候て、

(島山義統)

指出を此分させ候。又金文よりは五段の下地お、八段とかけ候て、其分指出をさせ候。然間これよりは壹町の指出を仕候處に、二町八段と申懸候。其時の使谷屋の三郎左衛門おもつて被申候。雖然せんきより壹丁の外に指出を仕たる事なく候由、色々申候へ共、さらに聞わけず候て、はや方上神田をふませ、悉おとし候間、去九月の御遊行まへに、丈夫の朝從・友永、御屋形様はなげき可申候ために、符申遊佐殿につき申、京とへ注進可申中心中に罷出候。さ候間五井の兵庫此由を聞、迷惑仕候て高勝寺に罷出、院主ならびに談義所法印兩人を憑申、中人に立

(先規)

(大丸)